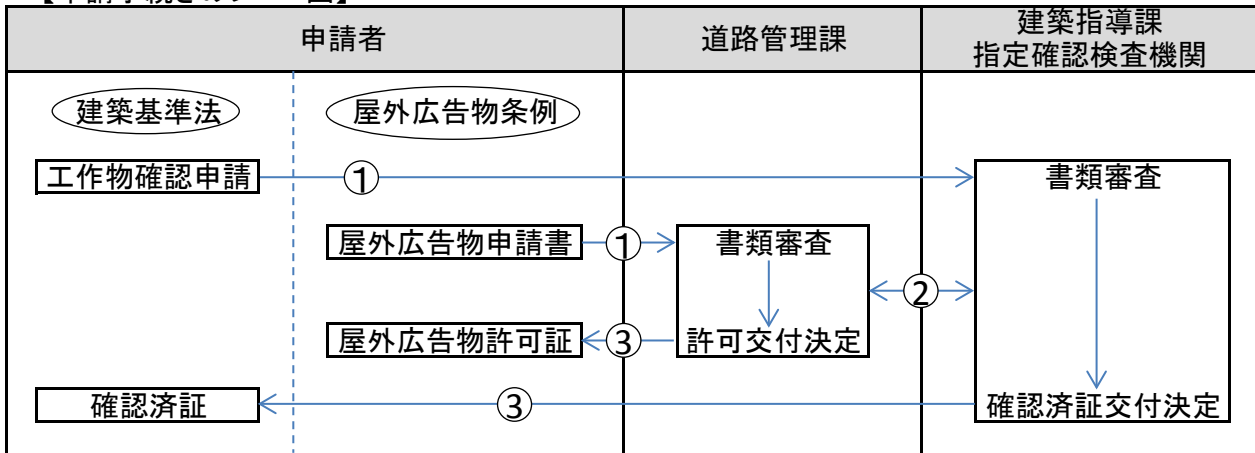


工作物確認申請の手続き 【屋外広告物許可申請が必要な場合】

【申請手続きのフロー図】



【申請手続きの説明】

- ①申請者は、建築指導課又は指定確認検査機関に工作物の確認申請を行う。
また、道路管理課に屋外広告物許可申請を行う。
(申請の順番は、特に決まりはないが、②の手順の前までに両方申請を済ませること。)
- ②道路管理課と建築指導課又は指定確認検査機関で内容等の確認を行う。
- ③申請者は、工作物の確認済証と屋外広告物許可書を**同日交付**される。